住所　愛媛県松山市道後湯之町14番27号
孟凡凡　昭和60年12月11日生
住所　東京都北区東田端２丁目７番２―603号
朱振宙　昭和59年２月28日生
住所　東京都板橋区板橋１丁目47番13―902号
郭元茹　昭和51年６月26日生
住所　東京都豊島区西池袋４丁目９番13号
文彩花　昭和59年９月28日生
住所　三重県鈴鹿市西条４丁目65番地
李君翎　平成９年10月25日生
住所　広島市中区東平塚町１番６―306号
高賛君　昭和59年８月22日生
住所　広島県福山市西桜町１丁目１番７―303号
巴達仁貴　昭和54年６月５日生
住所　埼玉県川口市芝園町３番４―619号
李鑫　昭和55年12月23日生
住所　埼玉県羽生市大字北袋570番地
徐龍　昭和58年12月11日生
住所　横浜市戸塚区影取町39番地２
ヤエコ・ナカタ・トチザワ　昭和32年６月29日生
住所　横浜市戸塚区影取町39番地２
ブルーノ・ケイジ・トチザワ　昭和60年12月24日生
住所　東京都豊島区上池袋４丁目12番９号
孫明香　昭和56年２月16日生

○国土交通省告示第四百八十七号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の指定区間を変更するため同条第四項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を次のように改正する。

国土交通大臣　太田　昭宏

前文中「平成二十五年五月一日」を「平成二十六年四月七日」に改める。

表九十二中

「佐田川　左岸　甘木市大字黒川字西原六千三十番の一地先　筑後川への合流点
右岸　同市大字佐田字大庭ノ元五千百九十八番地先　筑後川への合流点
佐田川　左岸　朝倉市佐田字口ノ原二千百九十二番地先　朝倉市佐田字谷ノ尾二千二百三十八番地先
右岸　同市佐田字大庭ノ元五千百九十八番地先　同市佐田字木和田二千二十八番二地先」

を

「佐田川　左岸　朝倉市黒川字西原六千三十番の一地先　筑後川への合流点
右岸　同市佐田字大庭ノ元五千百九十八番地先　筑後川への合流点
佐田川　左岸　朝倉市佐田字口ノ原二千百九十二番地先　朝倉市佐田字谷ノ尾二千二百三十八番地先
右岸　同市佐田字木和田二千二十八番二地先」

に

改める。

住所　東京都江戸川区宇喜田町1342番地15
権尚哉　昭和45年９月12日生
裴佳香　昭和47年５月11日生
権沙愛　平成11年１月22日生
権悠生　平成14年２月19日生
住所　神戸市中央区御幸通３丁目１番21―407号
李肖琳　昭和57年１月17日生
住所　長野県佐久市甲1902番地13
ウリセス・キロガ・タニグチ　昭和61年５月15日生
住所　長野県佐久市甲1902番地13
タミコ・キロガ・タニグチ　平成元年９月20日生
住所　千葉県野田市谷津230番地２
ケリー・クリスチナ・ウエハラ　昭和50年３月30日生
住所　福岡県飯塚市相田181番地120
金由紀　昭和48年１月27日生
住所　名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地５
マリーサ・ボブレテ・スマヨド　昭和45年５月３日生
住所　兵庫県西宮市樋之池町６番17―412号
文志津子　昭和46年10月１日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区都倉１丁目40番地
鄭礼順　昭和８年９月28日生
鄭美紀　昭和40年10月11日生
鄭杏子　昭和29年８月27日生

○国土交通省告示第四百八十八号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号及び第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十六年四月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録番号　15
(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称
一般社団法人日本空調衛生工事業協会
(三)　変更後の登録基幹技能者講習事務を行う者の住所
東京都中央区新富二丁目２番７号
(四)　変更後の登録基幹技能者講習事務を行う事務所の所在地
東京都中央区新富二丁目２番７号
(五)　変更年月日　平成二十六年二月二十四日

○国土交通省告示第四百八十九号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十六年四月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録番号　23
(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称
一般社団法人日本空調衛生工事業協会
(三)　変更後の登録基幹技能者講習事務を行う者の住所
東京都中央区新富二丁目２番７号
(四)　変更年月日　平成二十六年二月二十四日

○国土交通省告示第四百九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
府中大川右支渓二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市東区上温品三丁目一八六二番地内四等三角点上温品を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二三一度五〇分四二秒　四四八・一五三メートルの地点　一号
標柱一号から二一〇度三〇分一二秒　一一・六八〇メートルの地点　二号
標柱二号から二六五度五二分三一秒　二一・〇七八メートルの地点　三号
標柱三号から二九五度三三分七秒　一〇・二三〇メートルの地点　四号
標柱四号から四七分二二秒　一二・四一二メートルの地点　五号
標柱五号から三〇三度一分三秒　三八・九一二メートルの地点　六号
標柱六号から二八度三四分五八秒　二七・八三四メートルの地点　七号
標柱七号から三一九度二三分一五秒　七・二一七メートルの地点　八号
標柱八号から二一度一〇分四五秒　二四・二九九メートルの地点　九号
標柱九号から九三度五三分三四秒　四六・八七〇メートルの地点　十号
標柱十号から三五六度四三分一〇秒　一六・八九八メートルの地点　十一号
標柱十一号から四四度三二分九秒　一六・〇六五メートルの地点　十二号
標柱十二号から八八度三〇分五九秒　一九・六二二メートルの地点　十三号
標柱十三号から一二四度二六分四一秒　四・五二八メートルの地点　十四号
標柱十四号から九三度五五分四八秒　三・一二二メートルの地点　十五号
標柱十五号から一〇三度四三分五八秒　六・五〇四メートルの地点　十六号
標柱十六号から一二四度二九分一秒　二・二六三メートルの地点　十七号
標柱十七号から一六一度五八分二四秒　一〇・九一九メートルの地点　十八号
標柱十八号から二〇五度四分一四秒　一四・三一八メートルの地点　十九号
標柱十九号から二三一度四八分一五秒　二〇・三二八メートルの地点　二十号
標柱二十号から一一八度一六分二四秒　一三・八三二メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一四一度五四分一九秒　二六・一九〇メートルの地点　二十二号